

ソーシャルアクションとしての「新・生存権裁判」についての研究

—原告団・支援団体の形成過程を通して—

○ 大谷大学 中野 加奈子 (7013)

生存権裁判 / 当事者団体 / ソーシャルアクション

1. 研究目的

本研究では、「新・生存権裁判」と呼ばれている生活保護基準引き下げに対する裁判と、それへの支援活動の歩みを整理し、原告団・支援団体の形成過程を分析することを通して、我が国のソーシャルアクションの現状と課題を明らかにすることを目的としている。

2013年度から3年をかけて段階的に最大10%もの生活保護基準が引き下げられた。この引き下げに対して、憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていないとして、生活保護利用者が国・自治体を相手に裁判で訴えている。2019年5月現在、全国29地裁、1000人に近い生活保護利用者が原告となっている。

2015年10月には「人間らしく生きたい、守ろう憲法第25条 10.27生活保護アクション in 日比谷」が開催され、原告・支援者合わせて約4000人が集まった。これは生活保護に関連して当事者らが集う集会としては極めて大規模なものであった。

さらに、2016年11月には全国各地の裁判を支援する組織として「いのちのとりで裁判全国アクション」が立ち上げられ、2018年6月には「いのちのとりで裁判全国アクション原告交流合宿」が開催されるに至った。

このような経過を持つ「新・生存権裁判」であるが、ここに至る過程には、1) 不服審査請求における支援、2) 提訴における支援、3) 支援団体形成についての支援、など多様な支援が必要不可欠であった。本報告では、これまでの歩みを整理し、それぞれの段階での支援が「誰によって」「どのように」行われてきたのかを検討する。

2. 研究の視点および方法

A 自治体での「新・生存権裁判」を支援する団体の形成過程と「いのちのとりで裁判全国アクション」の形成過程を整理し、ソーシャルアクションとしての発展過程を検討する。そして、本報告では「提訴および原告を支援する団体の形成とその活動」を「裁判アクション」と定義し、これまでのソーシャルアクション研究の中で「裁判アクション」がどのような意義を持つものか理論的整理を行う。

3. 倫理的配慮

本報告は、日本社会福祉学会の「研究倫理審査指針」に基づき倫理的配慮を行なっている。具体的には、理論整理については先行研究論文、引用文献を明示し、「裁判アクション」

の過程での発言・報告内容については個人が特定されないよう匿名化するなど配慮を行なっている。また本研究は2019年度-2022年度文部科学省科学研究費若手研究の助成（課題番号19K13959）の一部として行なっている。

4. 研究結果

この「裁判アクション」が実現する過程には、1) 法的手続きに関連する法律家の支援、2) 生活保護利用者への情報提供と必要な専門家の関与との橋渡し、3) 当事者の組織化が不可欠である。1) 法的な手続き上の課題については、不服審査請求および提訴に関して法的知識が求められる。そのため、弁護士・司法書士など法律の専門家による支援が展開されてきた。ただし、すべての法律家が生活保護制度のついて詳しいとは限らず、2013年度以降の生活保護基準の引き下げが憲法上、そして社会保障関連法上においてどのような意味を持つのか詳知している法律家の存在が必要不可欠であったと言える。また、そうした法律家がどこにおり、どうすれば相談できるのかは生活保護利用者には周知されていない。したがって、法的な訴えを行いたい生活保護利用者と法律家の間を結ぶ支援者が求められる。支援者の役割としては、生活保護利用者に不服審査請求の意義や具体的な手続き方法、法テラスの利用による経済的負担の軽減などの情報提供を行なっている。また、不服審査請求・提訴については、原告団を組織し集団提訴へと導いた。さらに、この原告団の組織化と同時進行で、原告を支援する有志の団体も形成し、全国的な「裁判アクション」への展開を実現するに至った。

5. 考察

上記のような「裁判アクション」から明らかになる到達点・課題は以下に整理できる。

- ① 生活保護利用者が「原告」として「裁判アクション」の主体者になっている。
- ② 生活保護利用者が「裁判アクション」の主体者となる過程には、支援団体の関与が大きく影響している。
- ③ 法律家たちは生活保護利用者が「裁判アクション」の主体者となる過程において重要な役割を果たしている。
- ④ こうした「裁判アクション」は「闘争モデル」と位置付けられ、「社会福祉関連法に規定される組織に属するソーシャルワーカーが被雇用者として実践することは現実的ではない」（高良 2017:189）とされるが、職能団体が声明文を出したり、支援団体の実践に関与したりするなど、実現に向けた動きを行なっている場合もある。

参考文献：高良麻子（2017）『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル-「制度からの排除」への対処-』中央法規